

○東京藝術大学大学院映像研究科教員の選考手続等に関する申合せ

〔平成28年3月10日
教授会申合せ〕

改正 平成29年8月2日

(趣旨)

第1条 この申合せは、東京藝術大学大学教員の選考手続等に関する申合せ第3条第2項、第4条第2号及び第6条に基づき、大学院映像研究科における教員の採用及び昇任に関する選考手続等その他必要な事項について定める。

(教員選考会議)

第2条 教授会は、教員の採用及び昇任に関する事項を審議するため、教員選考会議(以下「選考会議」という。)を置く。

(組織)

第3条 選考会議は、次の各号に掲げる者(ただし、当該年度で定年となる者を除く。)をもって組織する。

- (1) 採用した教員を配置しようとする、又は所属する教員を昇任しようとする専攻(以下「当該専攻」という。)の大学院映像研究科運営委員会委員(以下「運営委員」という。)
 - (2) 各専攻に属する教授会構成員のうちから各専攻が推薦し、教授会が承認した者 各1名
 - (3) その他、大学院映像研究科所属教員のうち、教授会が特に必要と認めた者
- 2 選考会議に議長を置き、当該専攻の運営委員をもって充てる。
- 3 選考会議の決定は、構成員全員の合意によるものとする。

(採用選考手続き)

第4条 選考会議による採用候補者選考手続きは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公募要領を作成し、原則として公募制により採用候補者を募集する。
 - (2) 前号により応募のあった者について、第1次審査として書類選考を行う。
 - (3) 前号による第1次審査を通過した者について、第2次審査として面接審査を行う。
 - (4) 前号による第2次審査結果を基に採用予定人数分の採用候補者を選考し、教授会に選考経過と併せて報告する。
- 2 前項により採用候補者の選考を行った結果、採用候補者が採用予定人数に満たない場合は、不足する採用予定人数について、再度公募を行い採用候補者を選考するものとする。
- 3 助教及び助手の採用候補者の選考にあたっては、公募制に拠らずに採用候補者を選考することができる。

(採用候補者の推薦)

第5条 前条の規定により選考された採用候補者について、教授会は無記名投票により採用候補者を決定する。

- 2 前項の採用候補者の決定にあたっては、投票者の過半数の賛成を得なければならない。

3 教授会は、前2項の規定により決定した採用候補者を芸術研究院人事選考委員会（助教及び助手の採用候補者の場合は、芸術研究院運営会議）に推薦する。ただし、前2項の投票の結果、採用候補者が否決された場合は、選考会議に差し戻すものとする。

（昇任選考手続き）

第6条 選考会議による昇任選考手続きは、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）昇任候補者の履歴書及び業績調書を基に書類審査を行う。

（2）前号による書類審査結果を教授会に報告する。

（昇任候補者の推薦）

第7条 前条による審査の結果、昇任候補者として選考された者について、教授会は無記名投票により昇任候補者を決定する。

2 前項の昇任候補者の決定にあたっては、投票者の過半数の賛成を得なければならない。

3 教授会は、前2項の規定により決定した昇任候補者を芸術研究院運営会議に推薦する。

（その他）

第8条 この申合せに定めるもののほか、教員の選考手続等に関して必要な事項は、教授会が別に定める

附 則

この申合せは、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成29年8月2日から施行し、平成29年8月1日から適用する。